

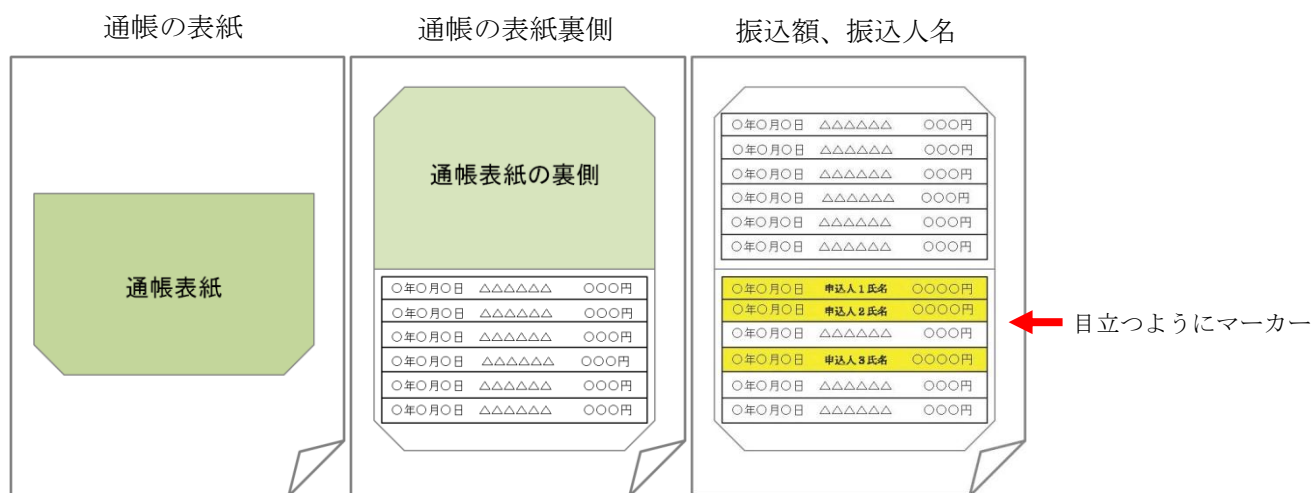
提出ガイド 「第三者割当増資」

書類の提出先は、法務局、税務署、(都道府)県税事務所、市町村です。下記の順番どおりに提出してください。



出資をする引受人は、払込期日までに会社の銀行口座に振り込みをします。

通帳の金融機関名、支店名、口座名義、振込みされた金額、振込人名が表示されている部分のコピーをとります。多くの場合下記の図のようになります。



法務局

スマビで作成した書類

- ・株式会社変更登記申請書
- ・募集株式申込証
- ・資本金の額の計上に関する証明書
- ・払込のあったことを証する書面
- ・臨時株主総会議事録
- ・取締役会議事録・・・取締役会設置会社のみ

[提出先] 会社の所在地を所轄する法務局

法務局「所轄のご案内」http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html#name01

[提出時期] 効力発生日（払込期日）から2週間以内

「払込みのあったことを証する書面」は、出資金の振込みを受けたことを代表取締役が証するものです。上記「出資金の払込」の通帳のコピーを後ろに重ね下記の図のように綴じ、見開きの各ページに割印をしてください。



税務署

スマビで作成した書類

- ・異動届出書
- ・消費税異動届出書・・・消費税課税事業者のみ

[提出先] 本店所在地を所轄する税務署

国税庁「国税局・税務署を調べる」<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

[提出方法] 持参又は郵送（各2部（提出用・控用））

「異動届出書」2部（提出用・控用）

「消費税異動届出書」2部（提出用・控用）

「臨時株主総会議事録」1部

郵送の場合は、会社の住所・会社名・氏名を宛名書きし、切手を貼った返信用封筒を同封します。

[提出時期] 異動等後速やかに

都道府県 市町村

スマビで作成した書類

- ・異動届出書（都道府県）
- ・異動届出書（市町村）

本店所在地を所轄する（都道府）県税事務所、市町村に提出します。（所在地が東京都23区の場合は、市町村への提出はありません。）

（都道府）県税事務所と市町村への提出方法は、税務署へ提出する「異動届出書」と同様ですが、各都道府県や市町村によって、異なる場合がありますのでご確認ください。